定款

(2024年6月27日改正)

住石ホールディングス株式会社

住石ホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、住石ホールディングス株式会社と称し、英文ではSumiseki Holdings, Inc. と表わす。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理すること。
 - ① 石炭その他鉱物の採掘、加工、売買及び鉱産物加工品の売買
 - ② 十石、砂利その他各種建材の採取、製造、売買
 - ③ 鉱山・建設・運搬用機械、暖冷房機器、広告宣伝用機器その他産業用機械器具の製造、修理、販売、賃貸
 - ④ 自動車及び同部品の販売
 - ⑤ 化学薬品、染料、火薬、肥料類の製造、販売
 - ⑥ 土木・建築工事の設計、監理、施工、請負
 - ⑦ 不動産の開発、売買、賃貸及び管理
 - ⑧ 山林・農園の経営並びに林産品、水産品及び畜産品の生産、加工、販売
 - ⑨ 観光、スポーツ、娯楽、宿泊、飲食店等各施設の経営及び賃貸
 - ⑩ 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に 関する業務
 - ① 国内外鉱物資源開発、海洋資源開発及びこれらに関する調査、計画、設計、監理、 施工
 - (12) 海陸運送業、倉庫業
 - ③ 食料品、衣料品、日用品雑貨等家庭用品、書籍、文具、コンパクトディスク、液化 石油ガスその他石油類、医薬品、医薬部外品、時計、貴金属及びたばこ、酒類、塩、 印紙、切手の販売
 - (4) 住宅設備機器の販売
 - ⑤ 産業廃棄物及び一般産業廃棄物処理業
 - (f) 前記①、②、③、④、⑤、⑧、③及び(4)に関連する問屋業、代理業、輸出入業
 - □ その他①から⑯までに附帯又は関連する事業
 - 2. 有価証券の保有、運用及び売買
 - 3. 企業経営に関する指導及びコンサルティング
 - 4. 前各項に附帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、143,172,000株とし、このうち136,032,000株は普通株式、7,140,000株は第二種優先株式とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等 により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式については100株、第二種優先株式については500 株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株 予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わな い。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会にお

いて定める株式取扱規程による。

第2章の2 優先株式

(優先株式配当金)

- 第12条 当会社は第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、別紙に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。
- 2 ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う 剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年 度以降に累積しない。
- 3 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超 えて配当はしない。

(残余財産の分配)

- 第13条 当会社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。
- 2 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(株式の分割又は併合、新株引受権等の付与)

第14条 当会社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当会社は、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権 又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(株式の買受け)

第15条 当会社は、普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類 につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

(株式の消却)

第16条 当会社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、 いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

(議決権)

第17条 第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(取得請求権付株式)

第18条 第二種優先株主は、別紙に定める取得を請求し得べき期間中、別紙に定める取得請求の条件で、第二種優先株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。

(取得条項付株式)

第19条 当会社は、第二種優先株式の取得を請求し得べき期間の末日(以下「第二種優先株

式転換基準日」という。)が経過した場合には、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式の全てを取得し、これと引換に第2項に定める転換の条件に従って算出される数の当会社の普通株式を交付する。

- 2 第二種優先株式の取得により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が別紙に定める下限転換価額を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が別紙に定める上限転換価額を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該上限価額で除して得られる数とする。
- 3 前項に定める転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位 まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、 会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(準用規定)

第20条 第23条及び第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第3章 株主総会

(定時株主総会、臨時株主総会)

第21条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第22条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第23条 株主総会は、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第24条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第25条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第26条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使 することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任)

- 第27条 当会社に取締役14名以内を置き、株主総会で選任する。この取締役のうち、監査等 委員である取締役は、4名以内とする。
- 2 前項による取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。但し、 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
- 3 取締役の選任の決議については、累積投票の方法によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第28条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である 取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第29条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第30条 取締役会は、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 前項の代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順に従って他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること ができる。

(取締役会の決議方法)

- 第32条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第33条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役 会規則による。

(取締役の報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。

(取締役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第36条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監查等委員会

(常勤の監査等委員)

第37条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集)

- 第38条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但 し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第39条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数によって行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第二種優先株式の配当金並びに取得請求権及び取得条項

1. 優先株式配当金

当会社は第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第二種優先株式配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。計算の結果、各事業年度にかかる第二種優先株式配当金が1株につき14円を超える場合は、当該事業年度の第二種優先株式配当金は14円とする。

・ 「第二種配当年率」は、下記算式により計算される年率とする。

第二種配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下に定義される。)+0.5% 第二種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入 する。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))又はこれに準ずるものと認められるものを、前記の平均値の算出において用いるものとする。

2. 取得請求権に関する事項

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。なお、以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。

- (1) 転換の条件
 - イ. 当初転換価額 普通株式1株当り300円
 - 口. 転換価額の調整
 - A. 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

既発行

新規発行・処分 1株当り

普 通

普通株式数 ×払込金額

調整後

調整前

株式数 +

1株当り時価

転換価額 = 転換価額 ×

既発行普通株式数+ 新規発行·処分普通株式数

- 1) 下記ロ. Cで規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 2) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- 3) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。
- B. 前記ロ. Aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- C. 転換価額調整式に使用する1株当りの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記ロ. A2) 但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

- E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数 第2位を四捨五入する。
- F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後 転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転 換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引 いた額を使用する。
- ハ. 転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 すべき普通株式数 優先株主が転換請求の

= ために提出した第二種 ÷ 転換価額

優先株式の発行価額総額

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 ニ. 取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、 取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったも のとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

3. 取得条項に関する事項

平成44年8月9日までに取得請求のなかった第二種優先株式は、全て、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を平成44年8月9日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が260円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を260円で除して得られる数の普通株式となる。また、当該平均値が、600円を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を600円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した上で、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(取得権行使があった場合の取扱)

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

以 上